令和８年度　成人保健専門委員会

資料

日時：令和８年 10 月２日（金）19 時 30 分～
場所：霧島市総合保健センター　３階大会議室

○健康きりしま 21（第４次）
【成人保健に関する分野】

○健康きりしま 21（第５次）計画策定に係るアンケート内容について



霧島市保健福祉部健康増進課

霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

（趣旨）

第１条　市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第２条　市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会、予防接種専門委員会及び成人保健専門委員会を置く。

（所掌事務）

第３条　各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）　自殺対策検討委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　自殺予防対策の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

（２）　食育推進検討委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　食育の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

（３）　母子保健検討委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　母子保健の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

（４）　歯科保健専門委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　歯科保健の推進に関する事項

ウ　歯科健診等の実施に関する事項

エ　その他市長が必要と認める事項

（５）　予防接種専門委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　予防接種の推進に関する事項

ウ　予防接種の実施に関する事項

エ　その他市長が必要と認める事項

（６）　成人保健専門委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　成人保健の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

（組織）
第４条　各委員会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　保健又は医療関係団体の代表
（２）　福祉関係団体の代表
（３）　教育関係団体の代表
（４）　地区組織の代表
（５）　各種健康づくり推進団体の代表
（６）　農業関係団体の代表
（７）　企業の代表
（８）　その他市長が必要と認める者
（任期）
第５条　前条の委員の任期は、２年とする。
２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
（委員長及び副委員長）
第６条　各委員会に委員長及び副委員長１人を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。
（その他）
第９条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、平成21年４月１日から施行する。
（霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止）
２　次に掲げる告示は、廃止する。
（１）　霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）
（２）　霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）
附　則（平成21年７月27日告示第196号）
この告示は、平成21年７月27日から施行する。
附　則（令和４年２月17日告示第33号）
この告示は、令和４年４月１日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第１　目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第３－２号）第２条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第３　公開の基準

１　附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴　会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。

⑵　霧島市情報公開条例第５条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。

⑶　会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。

２　会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第４　公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第３　公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第５　会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第６　会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

第７　会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年７月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第８　その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第９　施行期日

この指針は、平成24年８月１日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

《 令和8年度　健康・生きがいづくり推進の組織体制　》

【霧島市健康・生きがいづくり推進協議会】

霧島市健康・生きがいづくり推進協議会	
1	姶良地区医師会 代表
2	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
3	姶良地区薬剤師会 代表
4	霧島市立医師会医療センター 代表
5	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 代表
6	霧島市社会福祉協議会 代表
7	霧島市民生委員・児童委員協議会連合会 代表
8	霧島市校長協会 代表
9	霧島市地区自治公民館連絡協議会 代表
10	霧島市企業(京セラ株式会社) 代表
11	霧島市商工会・商工会議所 代表
12	霧島市健康運動普及推進員会 代表
13	教育関係団体(第一工科大学) 代表
14	霧島市農業委員会 会長

諮問

答申

専門的な意見や見解が必要な場合は、市に持ち帰る。

検討委員会から持ち帰った意見を参考に協議する。

霧　島　市

専門的な意見を聴取し、市に持ち帰る。

保健事業に関することや専門的な意見を求める。

【霧島市健康・生きがいづくり推進における各種専門検討委員会】

予防接種専門委員会	
1	姶良地区医師会 代表
2	姶良地区医師会 小児科医
3	姶良地区医師会 小児科医
4	姶良地区医師会 小児科医
5	姶良地区医師会 小児科医
6	姶良地区医師会 小児科医
7	姶良地区医師会 小児科医
8	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部代表
9	姶良地区薬剤師会 代表

歯科保健専門委員会	
1	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
2	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
3	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
4	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
5	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
6	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
7	霧島市内産婦人科 代表
8	姶良地区医師会小児科医 代表
9	姶良地区薬剤師会 代表
10	霧島市保育協議会 代表
11	霧島市養護教諭部会 代表
12	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表
13	8020運動推進員(霧島市食生活改善推進員連絡協議会) 代表
14	霧島市地域包括支援センター 代表

母子保健検討委員会	
1	姶良地区医師会産婦人科医 代表
2	姶良地区医師会小児科医 代表
3	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
4	姶良地区薬剤師会 代表
5	霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表
6	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表
7	霧島市母子保健推進員会 会長
8	霧島市養護教諭部会 代表
9	霧島市保育協議会 代表

食育推進検討委員会	
1	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
2	NPO法人霧島食育研究会 理事長
3	霧島市食生活改善推進員連絡協議会 会長
4	霧島市保育協議会 代表
5	学識経験者(鹿児島県食育アドバイザー)
6	企業栄養士(株式会社グリーンハウス)
7	農業関係団体(霧島NEO-FARMERS)代表
8	あいら 農業協同組合 代表
9	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表
10	鹿児島県栄養士会 代表
11	霧島市栄養教諭 代表
12	霧島市学校保健会 代表
13	霧島市PTA連絡協議会 代表

自殺対策検討委員会	
1	姶良地区医師会 代表
2	霧島市歯科医院 代表
3	姶良地区薬剤師会 代表
4	霧島警察署生活安全課 代表
5	霧島市心の健康相談従事者(臨床心理士)
6	霧島市企業(株式会社タブチ) 代表
7	霧島市地域包括支援センター 代表
8	霧島市児童委員・民生委員協議会連合会 代表
9	霧島市商工観光部商工振興課消費生活センター相談員
10	保健福祉部生活福祉課 代表
11	教育委員会学校教育課 代表
12	霧島市消防局警防課 代表
13	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課 代表

成人保健専門委員会	
1	姶良地区医師会 代表
2	姶良地区医師会 代表
3	姶良地区医師会 代表
4	姶良地区歯科医師会霧島市支部 代表
5	姶良地区薬剤師会 代表
6	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表
7	鹿児島県栄養士会 代表
8	鹿児島県歯科衛生士会 代表

健康きりしま 21（第４次）計画の進捗状況について

１．健康づくりに関する分野について

【（２）身体活動・運動】

個別目標１　**運動習慣者を増やす**（計画書 P25）

【目標値】

項目		基準値 令和４年度 (2022 年度)	目標値 令和９年度 (2027 年度)
運動習慣者の割合	20～64 歳	47.7%（※１）	52.7%（※２）
	65 歳以上	65.8%（※１）	70.8%（※２）

（※１）令和３（2021）年度「健康きりしま 21 アンケート調査」　（※２）毎年度１%増加し５年間で５%増加

【健康体操の普及、生活の中に無理なく取り入れられる運動の普及】

①健康運動普及推進員による健康体操の普及

地域の様々な場で健康運動の実践を行い、市民が日常生活に運動を取り入れ、健康管理に活かせるよう支援する。令和５・６年度は養成講座を実施し、現在 54 名の推進員が活動している。

事業内容		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
【地域のひろば推進事業、サロン･その他活動】	開催回数	315	471	464	473	510
	参加者数	4,447	7,052	7,621	7,593	8,743
【貯筋運動教室】	開催回数	10	24	30	32	48
	参加者数	89	309	384	592	870

②胃がん検診の待ち時間を利用した、健康運動指導士によるロコモティブ予防のためのストレッチ等の実践

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
参加者数	2,582	3,050	1,333	868	1,004

※ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに基づき、若年世代に向けた運動推進の普及啓発活動に取り組む。

個別目標２　**フレイルを予防する**（計画書 P26）

【目標値】

項目		基準値 令和４年度 (2022 年度)	目標値 令和９年度 (2027 年度)
足腰に痛みがない高齢者の割合	65 歳以上	44.1%（※１）	50.0%（※２）
何らかの地域活動に参加している 60 歳以上の市民の割合	60 歳以上	62.0%（※３）	67.0%（※２）

（※１）令和３（2021）年度「健康きりしま 21 アンケート調査」　（※２）毎年度１%増加し５年間で５%増加
（※３）令和４（2022）年度　企画政策課「市民意識調査」

①運動体操サロン：健康運動指導士・理学療法士の指導のもと、各地区で２週間に１回の教室を実施

	R5年度			R6年度			R7年度		
	回数	参加者		回数	参加者		回数	参加者	
		実	延べ		実	延べ		実	延べ
牧園	19	46	301	19	23	163	20	33	240
横川	18	37	282	18	18	213	19	21	217
福山	17	27	244	20	27	275	19	35	411
霧島	19	50	421	19	36	388	20	48	476
溝辺	18	32	262	20	31	424	20	36	532
国分	12	33	85	19	36	456	19	63	418
隼人	8	40	103	20	39	474	19	57	257
合計	111	265	1,698	135	210	2,393	136	293	2,551

※庁内の他課と連携し、「きりしま元気一番！講座」への取組や、ハイリスクアプローチへの取組も行っている。

【（３）飲酒・喫煙】

個別目標１ **適量飲酒を心掛ける市民を増やす**（計画書 P29）

【目標値】

項目		基準値 令和４年度 (2022 年度)	目標値 令和９年度 (2027 年度)
お酒の適量を知っている市民の割合	男性	44.3%（※１）	54.3%（※２）
	女性	28.6%（※１）	38.6%（※２）
多量飲酒者の割合	男性	11.7%（※１）	10.5%（※３）
	女性	10.2%（※１）	6.4%（※３）
妊娠中の飲酒者の割合		0.5%（※４）	0.0%（※３）

（※１）令和３（2021）年度「健康きりしま 21 アンケート調査」　（※２）前計画からの改善割合に合わせ男女共に 10%増加
（※３）国の目標値と同じ　（※４）令和３（2021）年度「健やか親子 21 指標に関する調査（乳児健診）」

個別目標２ **たばこの害から身を守る**（計画書 P30）

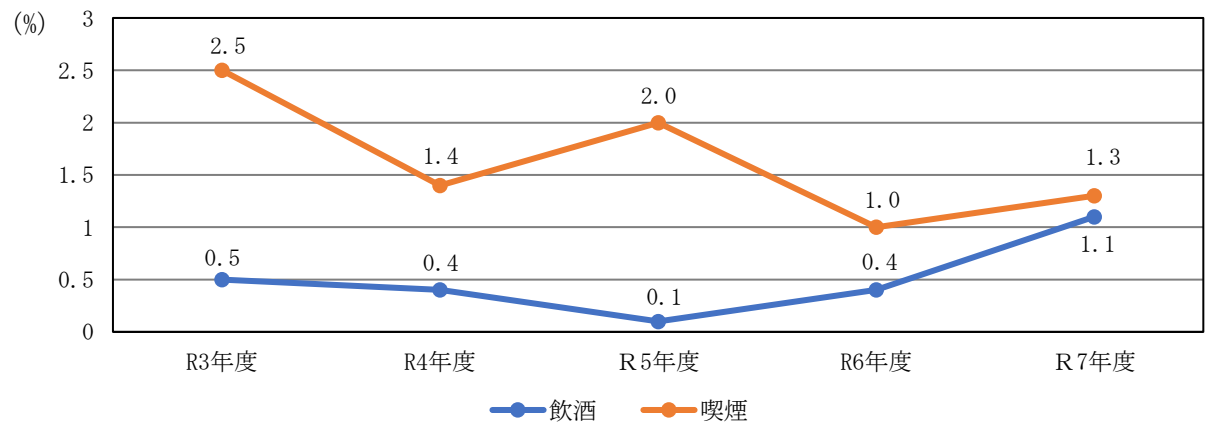
【目標値】

項目		基準値 令和４年度 (2022 年度)	目標値 令和９年度 (2027 年度)
成人の喫煙者の割合	男性	22.2%（※１）	16.7%（※２）
	女性	6.3%（※１）	2.8%（※２）
妊娠中の喫煙者の割合		2.5%（※３）	0.0%（※４）
受動喫煙の機会がある市民の割合（家庭）	10～18 歳	10.6%（※１）	3.0%（※４）
	成人	10.2%（※１）	3.0%（※４）

（※１）令和３（2021）年度「健康きりしま 21 アンケート調査」　（※２）前計画の目標値と同じ
（※３）令和３（2021）年度「すこやか親子 21 指標に関する調査（乳児健診）」　（※４）国の目標値と同じ

①妊娠中の飲酒者・喫煙者の割合（令和３年度～令和７年度）

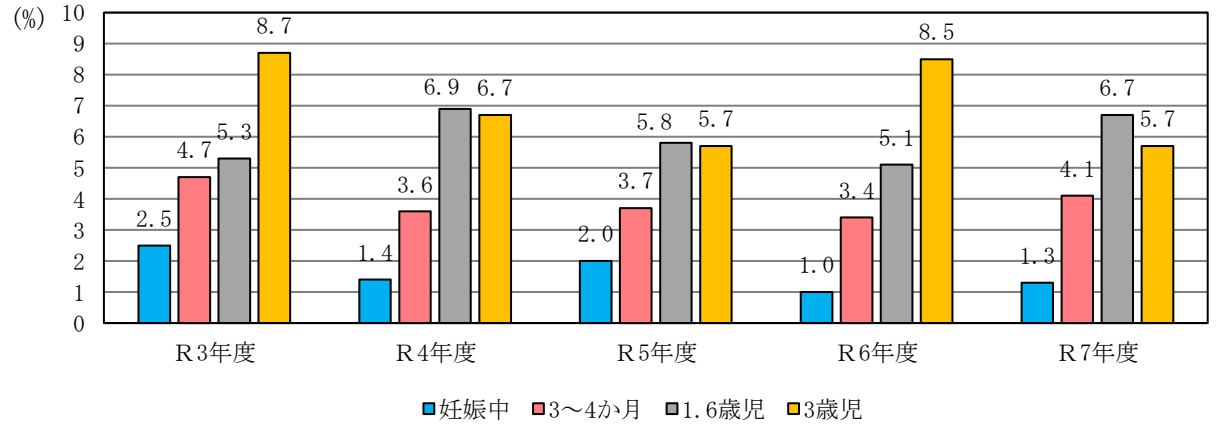
図１



資料：すこやか親子 21 指標に関する調査（３～４か月児健診）

②育児期間中の喫煙（母親　令和３年度～令和７年度）

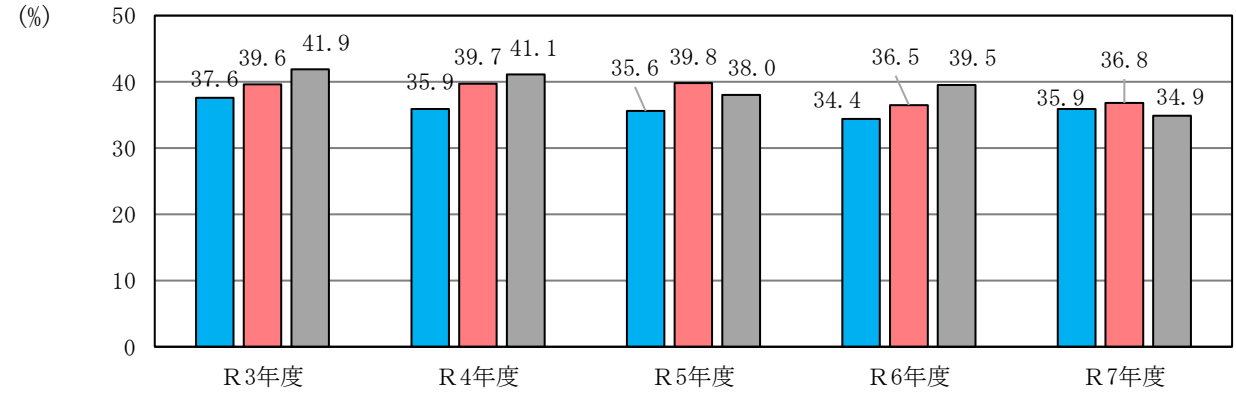
図２



資料：すこやか親子 21 指標に関する調査

③育児期間中の喫煙（父親　令和３年度～令和７年度）

図３



資料：すこやか親子 21 指標に関する調査

【適正飲酒量、喫煙リスク等の周知】

成人）特定保健指導時に年代や性別に応じた保健指導を実施する。
ホームページでの情報発信（禁煙外来、受動喫煙防止等）

妊婦）母子健康手帳交付時に、妊婦のみでなく、夫も含めた保健指導を行い、妊娠・出産へのリスクの周知を図る。

子育て世代）乳幼児健診時に家庭での喫煙状況を聞き取り、喫煙リスクの周知を図る。

【（６）疾患の予防と健康管理】

個別目標１　**特定健診・がん検診の必要性を理解し、受診する市民を増やす**（計画書 P46）

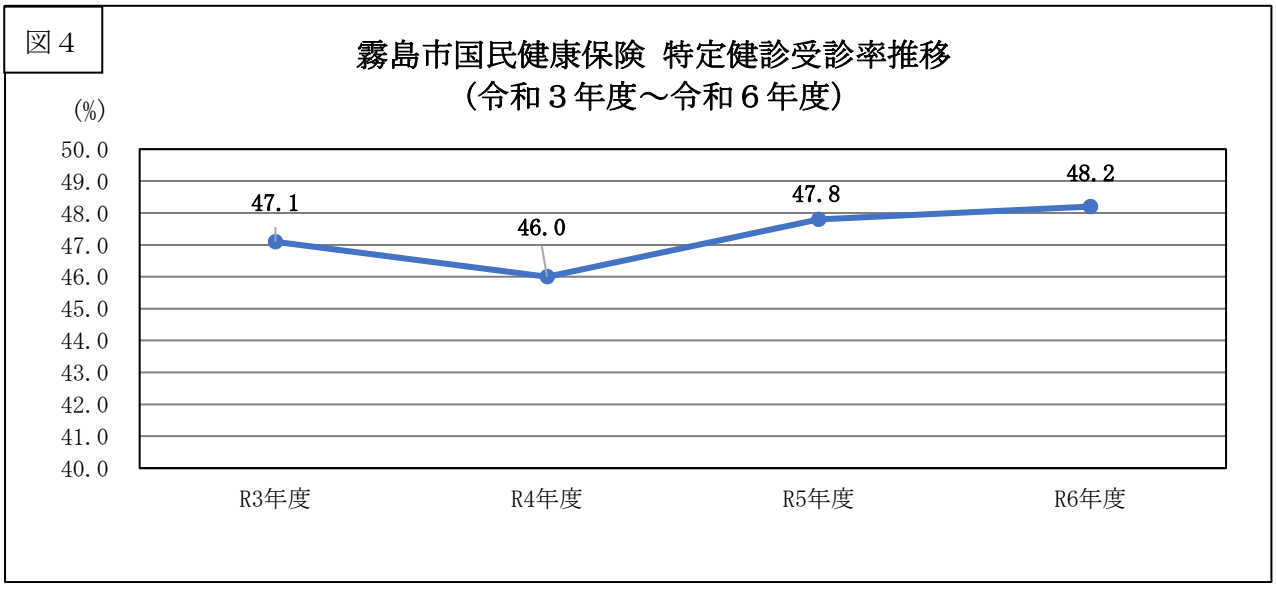
【目標値】

項目			基準値 令和４年度 （2022 年度）	目標値 令和９年度 （2027 年度）
特定健診受診率（国民健康保険）			47.1%（※1）	60.0%（※2）
がん検診受診率	胃がん検診（40～69 歳）	男性	2.8%（※3）	7.8%（※4）
		女性	4.6%（※3）	9.6%（※4）
	肺がん検診（40～69 歳）	男性	3.1%（※3）	8.1%（※4）
		女性	5.9%（※3）	10.9%（※4）
	大腸がん検診（40～69 歳）	男性	4.2%（※3）	9.2%（※4）
		女性	8.7%（※3）	13.7%（※4）
	子宮頸がん検診（20～69 歳）	女性	8.3%（※3）	13.3%（※4）
	乳がん検診（40～69 歳）	女性	11.4%（※3）	16.4%（※4）

（※１）令和３（2021）年度　保険年金課「法定報告」　（※２）「霧島市保健事業計画（データヘルス計画）」の目標値と同じ
（※３）令和３（2021）年度「地域保健・健康増進事業報告」から算出
（※４）毎年度１％増加し５年間で５％増加

①特定健診受診率の推移（令和３年度～令和６年度）

図４

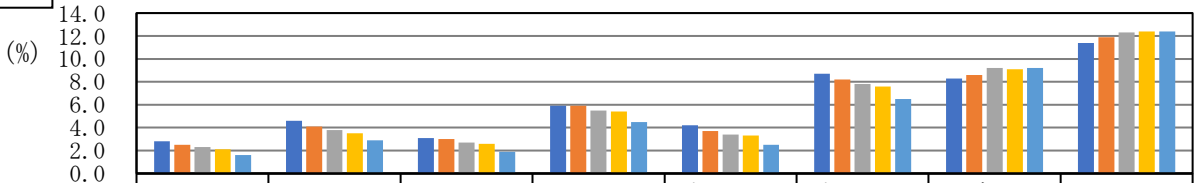


資料：保険年金課「法定報告」

②がん検診受診率の推移（令和３年度～令和７年度）

図５

霧島市 がん検診受診率の推移(令和３年度～令和７年度)



	胃がん検診受診率(40～69歳)男性	胃がん検診受診率(40～69歳)女性	肺がん検診受診率(40～69歳)男性	肺がん検診受診率(40～69歳)女性	大腸がん検診受診率(40～69歳)男性	大腸がん検診受診率(40～69歳)女性	子宮がん検診受診率(20～69歳)女性	乳がん検診受診率(40～69歳)女性
R3年度	2.8	4.6	3.1	5.9	4.2	8.7	8.3	11.4
R4年度	2.5	4.1	3.0	5.9	3.7	8.2	8.6	11.9
R5年度	2.3	3.8	2.7	5.5	3.4	7.8	9.2	12.3
R6年度	2.1	3.5	2.6	5.4	3.3	7.6	9.1	12.4
R7年度	1.6	2.9	1.9	4.5	2.5	6.5	9.2	12.4

資料：地域保健・健康増進事業報告

【各種健（検）診受診率向上のための取組】

●受診勧奨

・40 歳到達者へ健（検）診の案内ハガキを送付する。

・広報きりしま・市ホームページへの掲載、協会けんぽへがん検診チラシ配布の依頼、包括連携協定事業所（生命保険関係）との連携、ＦＭきりしま、きりしま防災・行政ナビでの案内をする。

・インスタグラムへの掲載、乳幼児健診受診者へ女性がん検診のチラシを配布する。

●健（検）診の体制整備

・特定健診の脱漏健診（集団健診）を実施する。

・休日検診の実施や待ち時間が短い予約制セット検診（40～64 歳）を実施する。

個別目標２ **生活習慣の改善による予防対策を図る**（計画書 P48）

【目標値】

項目	基準値 令和４年度 (2022 年度)	目標値 令和９年度 (2027 年度)
特定保健指導実施率	60.5%（※１）	65.0%（※２）

（※１）令和３（2021）年度　保険年金課「法定報告」　（※２）「霧島市保健事業計画(データヘルス計画)」の目標値と同じ

①特定保健指導率の推移（令和２年度～令和７年度）

【特定保健指導実施率及び特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率】

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
特定保健指導実施率	64.1%	60.5%	63.8%	64.1%	60.2%	62.7%
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	20.8%	21.4%	22.3%	23.2%	21.4%	

資料：保健年金課（令和２年度～令和６年度は法定報告値、令和７年度は暫定値）

【（７）保健・医療の環境づくり】

個別目標１　**健康を支える環境づくりを推進する**（計画書 P51）

【目標値】

項目		基準値 令和４年度 （2022 年度）	目標値 令和９年度 （2027 年度）
心身共に健康であると感じている市民の割合		65.3%（※1）	67.8%（※2）
かかりつけ医をもつ市民の割合	成人	68.5%（※1）	71.0%（※2）
かかりつけ歯科医をもつ市民の割合	成人	71.8%（※1）	74.3%（※2）
かかりつけ薬局をもつ市民の割合	成人	37.2%（※1）	39.7%（※2）

（※１）令和４（2022）年度　企画政策課「市民意識調査」　（※２）「第二次霧島市総合計画（後期基本計画）」の目標値と同じ

個別目標２　**健康づくり拠点や医療体制の整備を図る**（計画書 P52）

【目標値】

項目	基準値 令和４年度 （2022 年度）	目標値 令和９年度 （2027 年度）
健康づくりの支援が充実していると感じる市民の割合	46.4%（※1）	48.9%（※2）
医療体制が充実していると感じる市民の割合	58.8%（※1）	61.3%（※2）

（※１）令和４（2022）年度　企画政策課「市民意識調査」　（※２）毎年度 0.5%増加し５年間で 2.5%増加

【かかりつけ医等の推進や医療の確保】

・かかりつけ医等をもつことを広報誌へ掲載することにより周知する。（年１回の掲載を継続中）

・姶良地区医師会への委託事業

　休日診療を行う在宅当番医の当番日の調整

　夜間の内科、小児科の救急診療（診療体制：姶良地区医師会会員の医師による輪番体制、診療場所：霧島市立医師会医療センター）

　二次救急、専門的救急医療（循環器・脳外科・整形外科）を受診できる体制を維持する。

・エネルギー等価格高騰対策支援事業（医療機関等）

２．重点的な取組

【（２）生活習慣病の重症化予防】

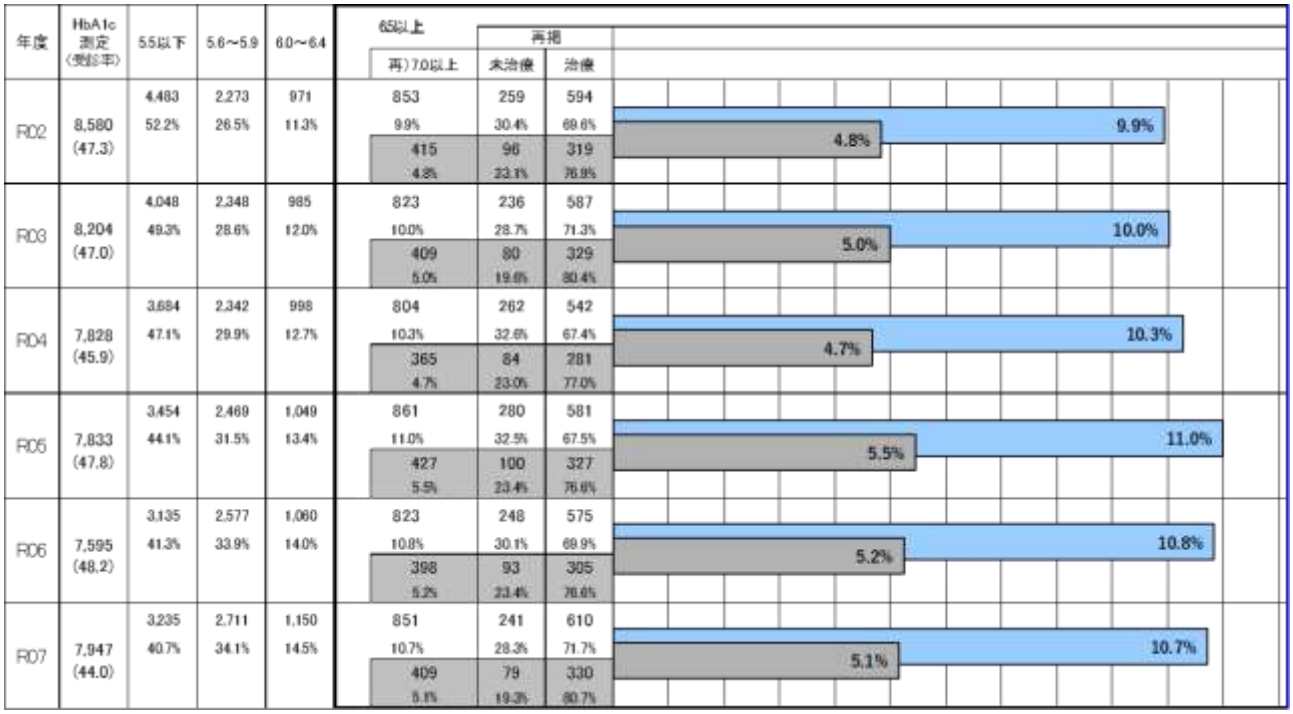
個別目標１　高血糖や高血圧等の状態にある市民を重症化しないように支援する（計画書 P61）

【目標値】

項目		基準値 令和４年度 （2022 年度）	目標値 令和９年度 （2027 年度）
特定健診受診者のうち、HbA1c6.5%以上の割合		9.9%（※1）	9.0%（※2）
特定健診受診者のうち、Ⅱ度高血圧（160/100mmHg）以上の割合		3.6%（※1）	2.5%（※2）
脳血管疾患死亡率 （年齢調整死亡率人口 10 万対）	男性	106.4（※3）	97.9（※4）
	女性	66.9（※3）	64.1（※4）
虚血性心疾患死亡率 （年齢調整死亡率人口 10 万対）	男性	59.4（※3）	55.3（※4）
	女性	35.3（※3）	33.4（※4）

（※１）令和２（2020）年度「特定健診結果」
（※２）「霧島市保健事業計画（データヘルス計画）」の目標値と同じ
（※３）令和２（2020）年「霧島市衛生統計年報」から健康増進課計算
（※４）国の目標値算出基準と同じ

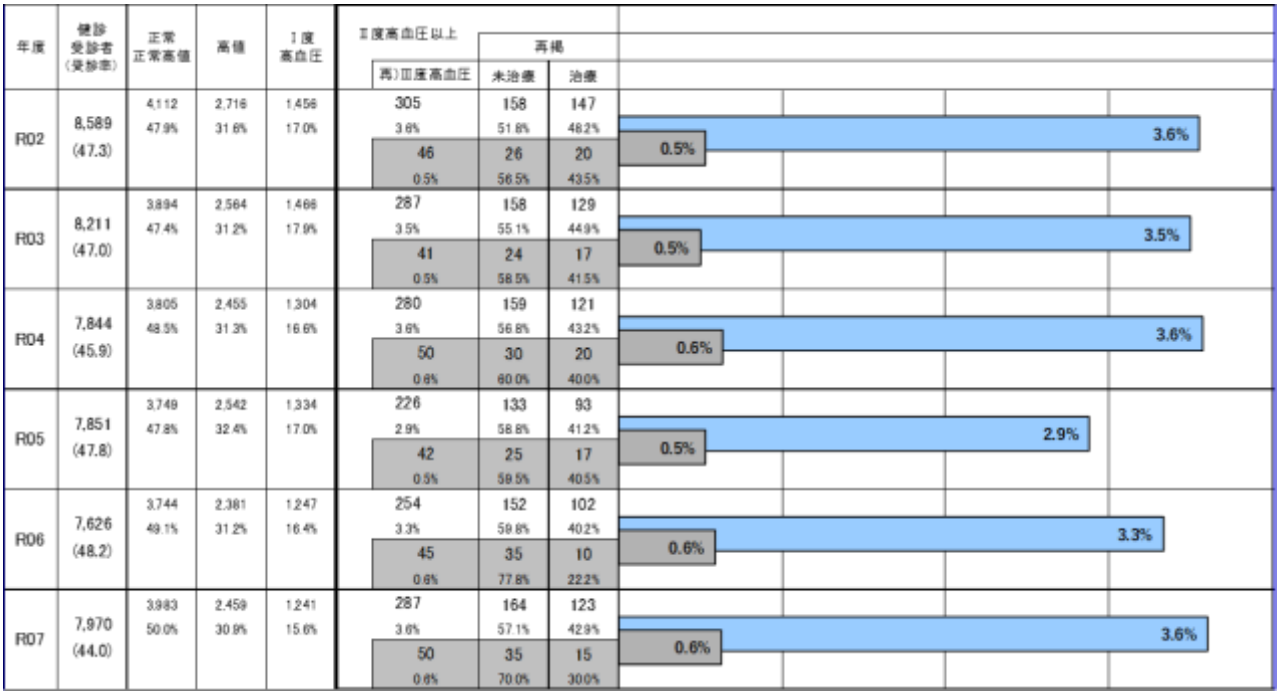
①特定健診受診者のうち、HbA1c6.5%以上の割合（令和２年度～令和７年度）



資料：保健年金課（令和２年度～令和６年度は法定報告値、令和７年度は暫定値）

②特定健診受診者のうち、Ⅱ度高血圧以上の方の割合（令和２年度～令和７年度）

年度	健診受診者（受診率）	正常正常高値	高値	Ⅰ度高血圧	Ⅱ度高血圧以上	再掲	
					（再）Ⅲ度高血圧	未治療	治療
R02	8,589 (47.3)	4,112 47.9%	2,716 31.6%	1,456 17.0%	305 3.6%	158 51.8%	147 48.2%
					46 0.5%	26 56.5%	20 43.5%
R03	8,211 (47.0)	3,894 47.4%	2,564 31.2%	1,466 17.9%	287 3.5%	158 55.1%	129 44.9%
					41 0.5%	24 58.5%	17 41.5%
R04	7,844 (45.9)	3,805 48.5%	2,455 31.3%	1,304 16.6%	280 3.6%	159 56.8%	121 43.2%
					50 0.6%	30 60.0%	20 40.0%
R05	7,851 (47.8)	3,749 47.8%	2,542 32.4%	1,334 17.0%	226 2.9%	133 58.8%	93 41.2%
					42 0.5%	25 59.5%	17 40.5%
R06	7,626 (48.2)	3,744 49.1%	2,381 31.2%	1,247 16.4%	254 3.3%	152 59.8%	102 40.2%
					45 0.6%	35 77.8%	10 22.2%
R07	7,970 (44.0)	3,983 50.0%	2,459 30.9%	1,241 15.6%	287 3.6%	164 57.1%	123 42.9%
					50 0.6%	35 70.0%	15 30.0%

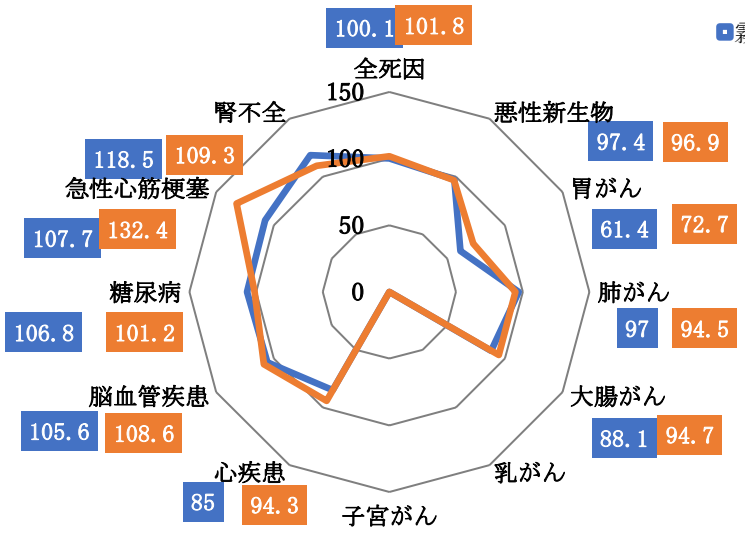


資料：保健年金課（令和２年度～令和６年度は法定報告値、令和７年度は暫定値）

③霧島市及び県における標準化死亡比（ＳＭＲ）（令和２年～令和６年）

図６

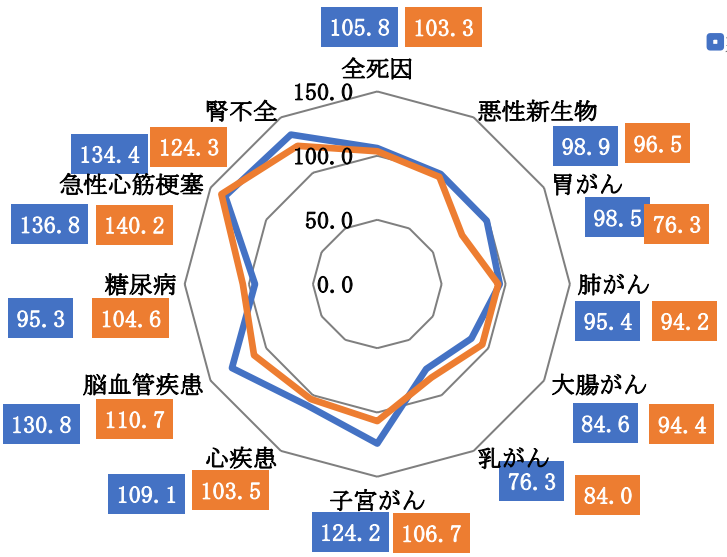
【男性】



資料：鹿児島県健康増進課

図７

【女性】

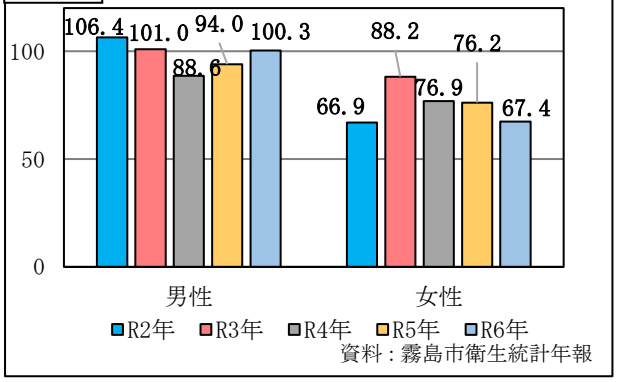


資料：鹿児島県健康増進課

虚血性心疾患＝急性心筋梗塞+その他の虚血性心疾患

④脳血管疾患死亡率(年齢調整死亡率人口 10 万対)

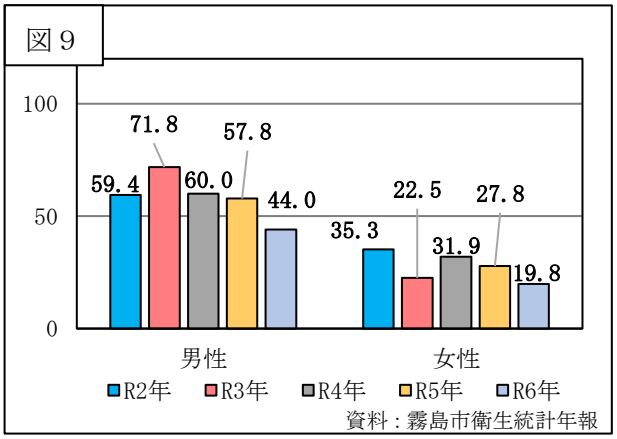
図 8



資料：霧島市衛生統計年報

⑤虚血性心疾患死亡率(年齢調整死亡率人口 10 万対)

図 9



資料：霧島市衛生統計年報

.

個別目標２　ＣＫＤ（慢性腎臓病）予防ネットワークの推進を図る（計画書 P63）

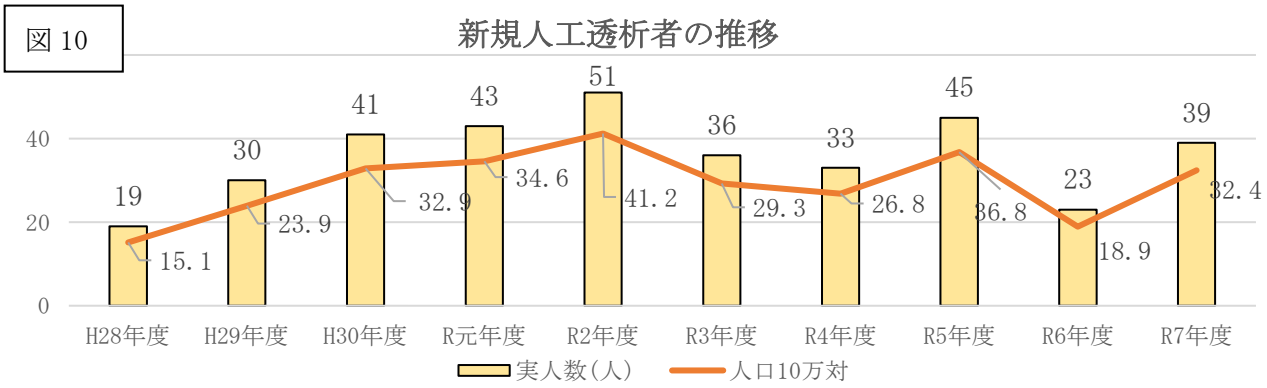
【目標値】

項目	基準値 令和４年度 (2022 年度)	目標値 令和９年度 (2027 年度)
人工透析の新規導入者数（人口 10 万対）	29.3（※１）	27.8（※２）

（※１）令和３（2021）年度　長寿・障害福祉課　身体障害者手帳交付申請から算出
（※２）国の目標値算出基準と同じ

①新規人工透析者の推移（実人数・人口 10 万対）

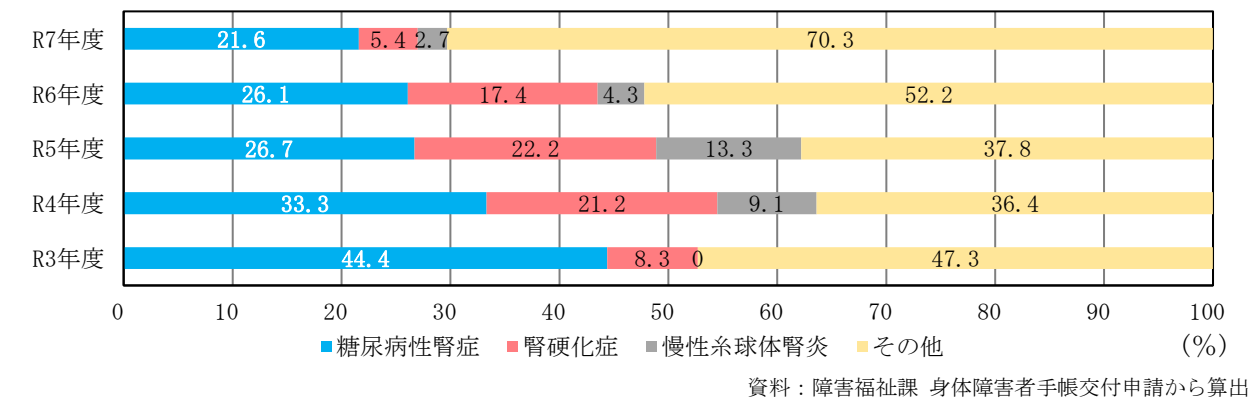
図 10



資料：障害福祉課 身体障害者手帳交付申請から算出

②新規人工透析者の原疾患内訳

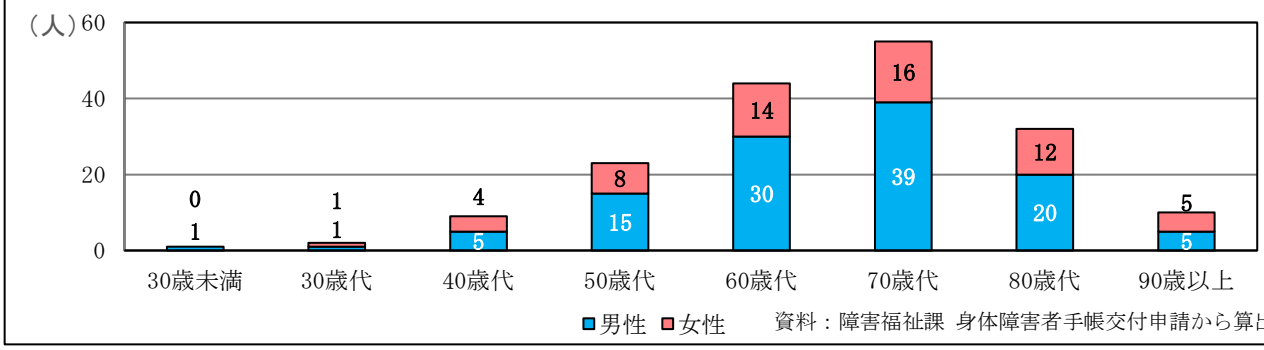
図 11



資料：障害福祉課 身体障害者手帳交付申請から算出

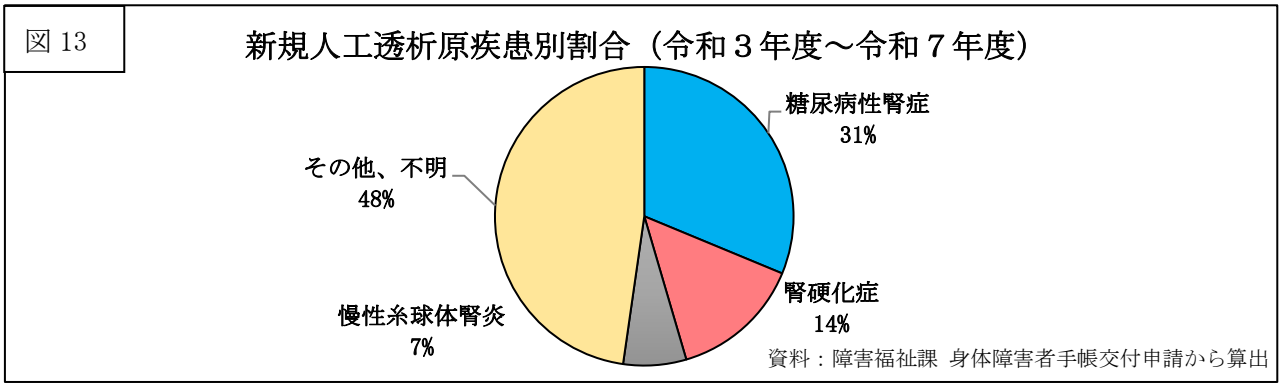
③新規人工透析患者数（性・年齢別　令和３年度～令和７年度）

図 12



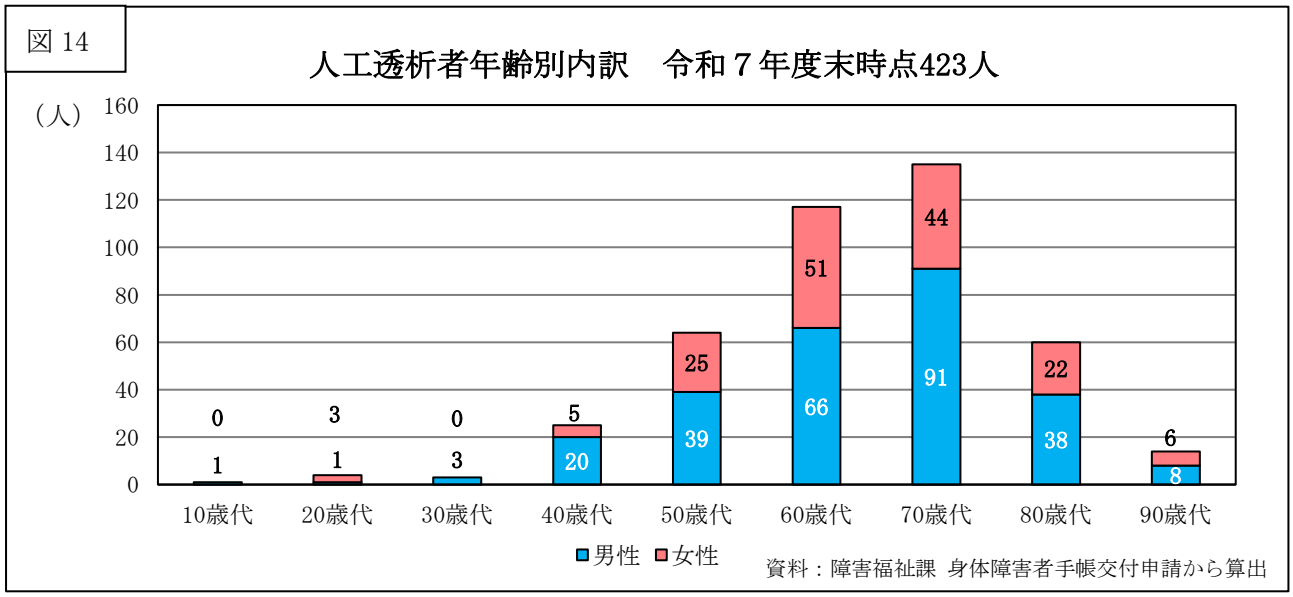
④新規人工透析患者数（原疾患別割合　令和３年度～令和７年度）

図 13



⑤人工透析者年齢別内訳（令和７年度時点 423 人）

図 14



【重症化予防事業について】

高血圧重症化予防対策

①成人検診の際に,血圧記録手帳や家庭血圧測定に関するチラシ、血圧記録表を配布し、家庭血圧測定の推進に取り組む。がん検診会場に家庭血圧測定や血圧に関するポスターを掲示し、待ち時間を利用して周知する。出前講座や運動体操サロン等の健康教育の場で、「高血圧」をテーマにした内容を実施する。減塩リーフレット（きりしま式　減塩するする法則）の活用を拡大する。

②高血圧重症化予防事業（※特定健診の結果から対象者を抽出）

	未治療者	継続支援
対象者	・Ⅰ度高血圧未治療かつ 40～59 歳 ・Ⅱ度高血圧（160/100㎜Hg）以上未治療者	・Ⅱ度高血圧以上が１回でもあった者
支援方法	① 健診データから対象者を抽出し、レセプトを確認する。対象者を絞り、名簿を作成する。 ② 訪問で生活状況を確認し家庭血圧測定の推奨や、必要に応じ、受診勧奨や保健指導・栄養指導を行う。また、「Ⅱ度高血圧未治療者で 40～59 歳の人」と「Ⅲ度高血圧の未治療者」に対しては、初回訪問時に家庭血圧の測定と記録を促し、2～3 週間後に再度訪問をして、家庭血圧の状況に応じて医療機関への受診勧奨を行う。	① 糖尿病高血圧管理台帳、血圧評価表から対象者を抽出する。 ② 糖尿病高血圧台帳及び血圧評価表より優先順位をつけ、地区担当保健師が訪問し、受診勧奨を行う

高血圧重症化予防対象者		保健指導対象者選定 選定基準	令和7年度実績(令和8年7月末時点) 対象	実施	割合	受診	割合	支援方法
継続支援対象者	過去6年間の特定健診結果でⅡ度高血圧以上が1回でもあった者（管理台帳・血圧評価表）	【糖尿病・高血圧管理台帳】R6年度の継続支援対象者（40～59歳）	52 人	5 人	9.6%	35 人	67.3%	① 糖尿病高血圧管理台帳、血圧評価表から対象者を抽出する。 ② 糖尿病高血圧台帳及び血圧評価表より優先順位をつけ、地区担当保健師が訪問し、受診勧奨を行う。
		【血圧評価表】R6年度特定健診未受診者でR5年度の特定健診結果がⅡ度高血圧以上の未治療者（40～59歳）	3 人	1 人	33.3%	1 人	33.3%	
		【血圧評価表】R6年度特定健診結果で、Ⅲ度高血圧の未治療者	11 人	8 人	72.7%	3 人	27.3%	
未治療者	Ⅲ度高血圧	未治療者	14 人	12 人	85.7%	8 人	57.1%	① 健診データから対象者を抽出し、レセプトを確認する。対象者を絞り、名簿を作成する。 ② 訪問や電話で生活状況を確認し家庭血圧測定の推奨や、必要に応じ、受診勧奨や保健指導・栄養指導を行う。 さらに令和7年度は、「40～59歳のⅡ度高血圧未治療者」と「Ⅲ度高血圧未治療者」に対して、初回訪問時に家庭血圧の測定と記録を促し、2～3週間後に再度訪問をして、家庭血圧の状況に応じて医療機関への受診勧奨を行う。
	Ⅱ度高血圧	40～59歳の未治療者	8 人	8 人	100.0%	4 人	50.0%	
		60歳以上の未治療者	55 人	55 人	100.0%	29 人	52.7%	
	Ⅰ度高血圧	40～59歳の未治療者	41 人	36 人	87.8%	17 人	41.5%	

糖尿病重症化予防事業

鹿児島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和７年３月改訂）を基に、対象者の状態に応じて、受診勧奨や保健指導を行う。（※特定健診・人間ドックの結果から対象者を抽出）令和７年度から１型糖尿病は対象外とする。

	未治療者	治療中断者	治療者	
			血糖高値の者	腎機能が低下している者
対象者	・空腹時血糖 126 mg/dl（随時血糖 126 mg/dl）以上 または ・HbA1c6.5%以上 上記該当者で血糖の内服なしの者	HbA1c6.5％以上が１回でもあった者のうち、糖尿病の治療が６か月以上中断している（40～59 歳）者	HbA1c8.0％以上で血糖の服薬ありの者のうち、CKD 予防ネットワークの紹介基準に該当なしの者	・HbA1c8.0％以上で血糖の服薬ありの者のうち、CKD 予防ネットワークの紹介基準に該当ありの者 ・HbA1c8.0％未満で血糖の服薬ありの者のうち、CKD 予防ネットワークの紹介基準に該当ありで、eGFR 年間 10ml/分/1.73 ㎡以上の低下がある者
支援方法	①・HbA1c6.5～6.9％対象者へ文書通知 .HbA1c7.0％以上対象者へ訪問し、医療機関への受診勧奨を行う ②医療機関より保健指導依頼があった者に対して保健指導を実施する ③電話や訪問で継続フォロー	① 糖尿病高血圧管理台帳、HbA1c 評価表から対象者を抽出する ② 糖尿病高血圧台帳及び HbA1c 評価表より優先順位をつけ、地区担当保健師が訪問し、受診勧奨を行う	①電話・訪問等により状況を把握し、保健指導希望者に対し、保健指導依頼を郵送する ②医療機関からの依頼があった者に対し、保健指導を実施 ③電話や訪問で継続フォロー	①電話・訪問等により状況を把握し、保健指導希望者に対し、保健指導依頼を郵送する ②医療機関からの依頼があった者に対し、保健指導を実施 ③電話や訪問で継続フォロー

1．未治療者

対 象 者 ： 特定健診･人間ドックの結果、空腹時血糖126mg/dl（随時血糖126mg/dl）以上またはHbA1c6.5%以上の者のうち、血糖の服薬なしの者。（１型糖尿病は除く）

支援方法 ： ① 健診データから対象者を抽出し、受診勧奨通知を郵送する。通知には精密検査・保健指導依頼書を同封する。
② 医療機関から保健指導依頼があった者について指導を行う。
③ 保健指導を行った者について3か月後の電話フォローを行う。
④ 病院受診が確認できず未受診となっている者は、地区担当保健師が訪問し受診勧奨を行う。

				令和7年度特定健診	令和7年度人間ドック	合計	割合
対象	未治療の通知対象者			191人	11人	202人	－
医療機関からの返書	返書あり			79人	1人	80人	39.6%
		保健指導依頼あり		29人	0人	29人	－
			保健指導実施済	16人	0人	16人	－
			保健指導実施予定	0人	0人	0人	－
			保健指導希望せず	13人	0人	13人	－
		保健指導依頼なし		50人	1人	51人	－
	返書なし			112人	10人	122人	60.4%
		返書なしのうち、レセプトで受診確認済		60人	10人	70人	－
医療機関の受診確認済（返書あり＋返書なしのうち、レセプトで受診確認済）				139人	11人	150人	74.3%

令和８年７月末時点

2．治療者

対 象 者 ： 特定健診･人間ドックの結果、HbA1c8.0%以上で血糖の服薬ありの者のうち、CKD予防ネットワークの紹介基準に該当なしの者。（１型糖尿病は除く）

支援方法 ： ① 健診データから対象者を抽出する。糖尿病重症化予防担当者が訪問し、治療状況を確認する。
② 訪問した者のうち、保健指導の希望ありの者には保健指導依頼書を渡す。
③ 医療機関から保健指導依頼があった者について保健指導を実施する。
④ 保健指導を行った者について3か月後の電話フォローを行う。

						令和7年度特定健診（情報提供書含む）	令和7年度人間ドック	合計	割合
対 象	治療中の訪問対象者					60人	0人	60人	－
訪問等による保健指導依頼書の配布	保健指導依頼書 配布済					19人	0人	19人	31.7%
		医療機関からの返書	返書あり			9人	0人	9人	－
				保健指導依頼あり		6人	0人	6人	－
					保健指導実施済	2人	0人	2人	－
					保健指導実施予定	0人	0人	0人	－
					保健指導希望せず	4人	0人	4人	－
				保健指導依頼なし		3人	0人	3人	－
			返書なし			10人	0人	10人	－
	保健指導依頼書 未配布					41人	0人	41人	68.3%
		未配布理由	かかりつけの病院で保健指導を受けているため			13人	0人	13人	－
			自分で頑張っているため			9人	0人	9人	－
			保健指導を受けたくないため			10人	0人	10人	－
			忙しいため			2人	0人	2人	－
			入院中・寝たきり・精神疾患等のため			4人	0人	4人	－
			その他			6人	0人	6人	－
訪問等による治療・生活状況の確認や保健指導の実施						54人	0人	54人	90.0%

令和８年７月末時点

３．糖尿病性腎症

対 象 者 ： 特定健診･人間ドックの結果、HbA1c8.0%以上で血糖の服薬ありの者のうち、CKD予防ネットワークの紹介基準に該当ありの者。
特定健診･人間ドックの結果、HbA1c8.0%未満で血糖の服薬ありの者のうち、CKD予防ネットワークの紹介基準に該当ありで、eGFR年間10ml/分/1.73㎡以上の低下がある者。（１型糖尿病は除く）

支援方法 ： ① 健診データから対象者を抽出する。糖尿病重症化予防担当者が訪問し、治療状況を確認する。
② 訪問した者のうち、保健指導の希望ありの者には、主治医へ保健指導についての指示を確認してよいかの同意を得る。
③ 対象者の保健指導指示書を準備し、主治医に指導依頼の有無や指示内容の確認をする。
④ 主治医から保健指導依頼があった者について保健指導を行う。
⑤ 保健指導を行った者について3か月後の電話フォローを行う。

						令和7年度特定健診(情報提供書含む)	令和7年度人間ドック	合計	割合
対 象	糖尿病性腎症の訪問対象者					68人	1人	69人	―
訪問等による保健指導希望確認	保健指導希望あり					6人	0人	6人	8.7%
		医療機関からの返書	返書あり			6人	0人	6人	―
				保健指導依頼あり		6人	0人	6人	―
					保健指導実施済	6人	0人	6人	―
				保健指導依頼なし		0人	0人	0人	―
			返書なし			0人	0人	0人	―
	保健指導希望なし					59人	1人	60人	87.0%
		未配布理由	かかりつけの病院で保健指導を受けているため			30人	0人	30人	―
			保健指導を受けたくないため			11人	0人	11人	―
			自分で頑張っているため			14人	1人	15人	―
			忙しいため			2人	0人	2人	―
			入院中、寝たきりのため			2人	0人	2人	―
			その他			0人	0人	0人	―
訪問等による治療・生活状況の確認や保健指導の実施						63人	1人	64人	92.8%

令和８年７月末時点

健康きりしま２１（第４次）評価と第５次計画策定に係るアンケート調査の実施について

本市におきましては、健康増進計画である「健康きりしま２１（第４次）」（計画期間：令和５年度～令和９年度）をもとに、乳幼児期から高齢期に至る全ての市民の健康増進に取り組んでいます。

次年度に計画最終年度を迎えるにあたり、今年度より第５次計画の策定準備を進めており、今回、第４次計画の評価と次期計画策定のため、市民の健康状態や健康習慣に関する実態や意識について把握するアンケート調査を実施いたします。

１．アンケート調査について

（１）調査時期

令和９年１月～３月

（２）調査対象

前回調査時（令和３年度）と同様の対象者、児童生徒アンケートについては、国や県の指標も考慮した対象者としております。

① 妊産婦アンケート
調査対象：生後２～７か月の母親、400 人

② 未就学児アンケート
調査対象：０～６歳の保護者、1,400 人

③ 児童生徒アンケート
調査対象：10～18 歳の小学５年生、中学１年生、中学３年生、高校２年生、約 600 人

④ 成人アンケート
調査対象：20 歳以上の市民、1,300 人

⑤ 受動喫煙に関するアンケート
調査対象：市内の飲食店等、700 店舗

（３）調査方法

対象者は無作為抽出とし、郵送による配布・回収予定。

児童生徒アンケートについては、タブレット端末での回答ができるよう学校教育課及び委託業者と調整予定。

【成人（20 歳以上）アンケート】（案）

「健康きりしま２１(第５次)」を策定するため、下記アンケートにご協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ先】
霧島市役所 健康増進課 健康づくり推進グループ
０９９５-４５-５１１１(内線 5310)

問１　現在のあなたの年齢・身長・体重を（　）内に記入し、性別を選んで〇で囲んでください。

ア．　年齢　（　　）歳
イ．　性別　男　・　女
ウ．　身長　(　　)cm　・　体　重　(　　)Kg

問２　お住まいの地区にあてはまる番号を〇で囲んでください。

１．　国分地区　２．　溝辺地区　３．　横川地区　４．牧園地区
５．　霧島地区　６．　隼人地区　７．　福山地区

健康・運動について　※【未就学児(0～6歳)の保護者へのアンケート】と同じ設問(問 3～7-3)

問３　あなたの現在の健康状態はいかがですか。

１．　よい　２．　まあよい　３．　ふつう
４．　あまりよくない　５．　よくない

問４　あなたは腰や足に痛みがありますか。

１．　ある　２．　ない

問５　この１年間に、以下の健診・がん検診を受けましたか。それぞれあてはまる番号を〇で囲んでください。

検診の種類	受けた	受けていない （主なものを１つ選ぶ）	受けたかどうかわからない
ア　特定健診・一般健診等	１．国保特定健診 ２．長寿健診 ３．職場 ４．人間ドック 5．その他	１．必要を感じない ２．検診があることを知らない ３．時間・場所が不明 ４．都合が悪い ５．交通手段がない ６．怖い ７．費用がかかる ８．治療中 ９．　その他（　　）	１．わからない
イ　胃がん検診	１．　市の集団検診 ２．　職場 ３．　人間ドック ４．　その他	１．必要を感じない ２．検診があることを知らない ３．時間・場所が不明 ４．都合が悪い ５．交通手段がない ６．怖い ．費用がかかる ８．治療中 ９．　その他（　　）	１．わからない

ウ　肺がん検診	1．市の集団検診 2．職場 3．人間ドック 4．その他	1．必要を感じない 2．検診があることを知らない 3．時間・場所が不明 4．都合が悪い 5．交通手段がない 6．怖い 7．費用がかかる 8．治療中 9．　その他（　　）	1．わからない
エ　大腸がん検診	1．市の集団検診 2．職場 3．人間ドック 4．その他	1．必要を感じない 2．検診があることを知らない 3．時間・場所が不明 4．都合が悪い 5．交通手段がない 6．怖い 7．費用がかかる 8．治療中 9．　その他（　　）	1．わからない
オ　乳がん検診 （女性のみ）	1．市の集団検診 2．職場 3．人間ドック 4．その他	1．必要を感じない 2．検診があることを知らない 3．時間・場所が不明 4．都合が悪い 5．交通手段がない 6．怖い 7．費用がかかる 8．治療中 9．　その他（　　）	1．わからない
カ　子宮がん検診 （女性のみ）	1．市の集団検診 2．職場 3．人間ドック 4．その他	1．必要を感じない 2．検診があることを知らない 3．時間・場所が不明 4．都合が悪い 5．交通手段がない 6．怖い 7．費用がかかる 8．治療中 9．　その他（　　）	1．わからない

問６　　あなたの１日の平均歩数はどれくらいですか。（　　）歩くらい

問７　　あなたはふだん、運動をしていますか。

1．　いつもしている(問７－１へ)
2．　時々している(問７－１へ)
3．　以前はしていたが、今はしていない(問７－３へ)
4．したことがない(問７－３へ)

問７－１　　問７で「１」「２」と答えた方にお伺いします。あなたは１年以上運動を続けていますか。

1．　はい(問６－２へ)　　2．　いいえ

問７－２　　問７－１で「１」と答えた方にお伺いします。運動の頻度や時間について、ア～イの項目それぞれ１つに○をつけてください。

ア．運動の頻度	１．毎日	２．週２～３日程度
	３．週１日	４．月１～２日程度
イ．運動を行う日の平均時間	１．３０分未満	２．３０分～１時間
	３．１時間以上	

問７－３　　問７で「３」「４」と答えた方にお伺いします。運動ができない理由を教えてください。それぞれあてはまる番号をすべて選び、○で囲んでください。

１．病気やからだの痛みがあるため　　２．時間がないから
３．運動する場がないから　　４．運動の方法がわからないから
５．一緒に運動する仲間がいないから　　６．面倒だから
７．運動が嫌いだから　　８．興味がないから
９．その他（　　）

飲酒について　　※【未就学児(0～6歳)の保護者へのアンケート】と同じ設問(問 18～18-1)

問１８　　あなたはどのくらいの頻度でお酒（ビール、酎ハイ、焼酎、日本酒など)を飲みますか。

１．毎日(問１８－１へ)　　２．週に５～６日(問１８－１へ)
３．週に３～４日(問１８－１へ)　　４．週に１～２日(問１８－１へ)
５．月に１～３日(問１８－１へ)　　６．やめた（１年以上やめている）
７．ほとんど飲まない（飲めない)

問１８－１　問１８で「１」「２」「３」「４」「５」と答えた方にお伺いします。あなたは１日あたりどのくらいの量のお酒を飲みますか。下記の純アルコール量 20ｇの目安を参考に、アルコール量で教えてください。

１．20ｇ未満　　２．20～40ｇ未満
３．40ｇ～100ｇ未満　　４．100ｇ以上

参考１　アルコール２０ｇ（日本酒１合程度）の目安
●日本酒：度数１５％　１８０ｍｌ（１合）　●ビール：　５００ｍｌ（１缶）
●ワイン：度数１２％　２００ｍｌ（グラス２杯）●酎ハイ：６％　３５０ｍｌ（１缶）
●焼酎：度数２５％　１００ｍｌ（約0．５合）
●ハイボール：度数７％　３５０ｍｌ（１缶）

参考２　　度数×飲料の量×比重（0.8）＝純アルコール量

５%のビール５００ｍｌ…20ｇ	7%のビール 350ml…19.6ｇ
５%のビール 350ｍｌ…14ｇ	0.5%のビール 350ｍｌ…1.4ｇ
3%のチューハイ 350ｍｌ…8.4ｇ	40%のウイスキーダブル 60ｍｌ…20ｇ
6%のチューハイ 350ｍｌ…16.8ｇ	15%の日本酒 180ｍｌ…22ｇ
7%のチューハイ 350ｍｌ…20ｇ	25%の焼酎 180ｍｌ…36ｇ
9%のチューハイ 350ｍｌ…25.2ｇ	12%のワイン 120ｍｌ…12ｇ

例）３%のチューハイ３本飲む場合・・・8.4ｇ×３＝25.2ｇ→2
例）５%ビール１本、焼酎水割り（５：５）１８０ｍｌ・・・14+（36÷2）＝32→2

◇過度な飲酒により、アルコール依存症・生活習慣病・肝疾患・がんになるリスクが高まります。

純アルコール摂取量/日　　男性：40g 以上，女性：20g 以上

◇お酒の影響を受けやすい３つの要因は、『年齢の違い』、『性別の違い』、『体質の違い』です。

喫煙について　※【未就学児(0～6歳)の保護者へのアンケート】と同じ設問(問 19～22)

問１９　あなたはＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患）を知っていますか。

１．　言葉も内容も知っている
２．　言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない
３．　言葉も内容も知らない

参考）COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは、有害な粒子やガスの吸入（主に喫煙他に粉塵・科学物質など）により、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰といった症状を伴う進行性の病気をいいます。

問２０　あなたは、たばこを吸いますか。

１．　吸っている(問２１－１へ)　　２．　吸っていない

問２０－１　問２０で「１」と答えた方にお伺いします。たばこの種類に○をつけてください。（複数可）

１．紙巻きたばこ
２．加熱式たばこ・電子たばこ
３．水たばこ

問２０－２　たばこをやめたいと思いますか。

１．　やめたい　　２．　やめたくない

問２１　あなたは禁煙指導を受けたことがありますか。

１．　ある　→　どのような機会、場所で受けましたか。（いくつでも○）
ア．　主治医　イ．　市の健診　ウ．　人間ドック　エ．特定保健指導　オ．　禁煙外来　カ．　薬局　キ．　その他
（　　）

２．　ない

問２２　あなたは、この１か月間に自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会がありましたか。それぞれの場所についてあてはまる番号を１つ選び、○で囲んでください。

	1．ほぼ毎日	2．週に数回程度	3．週に1回程度	4．月に1回程度	5．全くなかった
ア．家庭	1	2	3	4	5
イ．職場	1	2	3	4	5
ウ．学校	1	2	3	4	5
エ．飲食店	1	2	3	4	5
オ．遊技場（ゲームセンター、パチンコ等）	1	2	3	4	5
カ．行政機関（市役所・公民館等）	1	2	3	4	5
キ．その他（公共交通機関等）	1	2	3	4	5

問３４　　あなたは、かかりつけ医を決めていますか。
　　１．　決めている　　２．　決めていない

問３５　　あなたは、かかりつけの薬局を決めていますか。
　　１．　決めている　　２．　決めていない

ご協力、ありがとうございました。

※「かかりつけ歯科医」については、歯科保健専門委員会にて検討し、「歯のことについて」の項目にて質問しています。

【児童生徒(10～18 歳)へのアンケート】（案）

たばこやお酒について

問３１　　あなたは、薬物を乱用した時に引き起こされる健康被害について知っていますか。
　　１．　はい　　２．　いいえ

問３２　　あなたは、この１か月間でたばこを吸ったことはありますか。
　　１．　１度も吸ったことはない
　　２．　１か月間で１～数日吸った
　　３．　１か月間で１０日以上吸った

問３２-1　　吸ったことのあるたばこの種類に○をつけてください。（複数可）
　　１．紙巻きたばこ
　　２．加熱式たばこ・電子たばこ
　　３．水たばこ

問３３　　あなたは、この１か月間に自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会がありましたか。　それぞれの場所についてあてはまる番号を１つ選び、○で囲んでください。

	1. ほぼ毎日	2. 週に数回程度	3. 週に１回程度	4. 月に１回程度	5. 全くなかった
ア. 家庭	1	2	3	4	5
イ. 職場	1	2	3	4	5
ウ. 学校	1	2	3	4	5
エ. 飲食店	1	2	3	4	5
オ. ゲームセンター等	1	2	3	4	5
カ. 行政機関（市役所・公民館等）	1	2	3	4	5
キ. その他（公共交通機関等）	1	2	3	4	5

問 34　　あなたは、この１か月間でお酒を飲んだことがありますか。
　　１．　１度も飲んだことはない
　　２．　１か月間で１～数日飲んだ
　　３．　１か月間で１０日以上飲んだ

霧島市の飲食店等に対する受動喫煙関係のアンケート調査について （案）

問１　お店の業種は何ですか。

１．　喫茶店
２．　一般飲食店（含む居酒屋）・レストラン
３．　ホテル・旅館
４．　企業・寄宿舎等の食堂
５．　その他（スナック、バー、クラブ等）

問２　受動喫煙(望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会)が健康に影響することを知っていますか。

１．　知っている
２．　知らない

問３　改正健康増進法に基づき公共機関、病院等医療機関、学校などは、原則「敷地内禁煙」に、また、飲食店、オフィス、事業所等は原則「建物内禁煙」となっていることは知っていますか。
（資料：２参照）

１．　知っている
２．　知らない

問４　お店の受動喫煙対策についてお伺いします。

１．　特に喫煙の制限はしていない。または一部の席を喫煙席（又は禁煙席）としている（問５へ）
２．　建物内（店舗内）に喫煙専用室を設けている　（問５へ）
３．　建物内（店舗内）全面禁煙である（敷地内禁煙も含む）　（問８へ）

問５　問４で「１　特に喫煙の制限はしていない。または一部の席を喫煙席（又は禁煙席）としている」、「２　建物内（店舗内）に喫煙専用室を設けている。」と答えた方にお伺いします。

①　建物内（店舗内）を禁煙にしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

１．　改正健康増進法に基づき禁煙となったことや、受動喫煙による健康への影響について知らなかったため
２．　お客様や売り上げが減少すると思ったため
３．　お客様から苦情や要望がなかったため
４．　建物（店舗）のスペースや構造上、喫煙専用室の設置が難しいため
５．　喫煙専用室を設置するには空調設備など導入に費用がかかるため
６．　受動喫煙対策をしたいが、方法が分からないため
７．　たばこを吸えるお店としてアピールするため
８．　所属する企業チェーン本部の方針のため
９．　特に理由は無い
10．　その他　（具体的に：　　）

②　今後の予定についてお伺いします。

１．　今後も建物内（店舗内）を全面禁煙とする予定はない
２．　今後、建物内（店舗内）または敷地内を禁煙にする予定である。または検討したい
３．　今後、建物内（店舗内）に喫煙専用室を設置する予定である。または検討したい
４．　その他（具体的に：　　）

問６　問４で「１　特に喫煙の制限はしていない。または一部の席を喫煙席（又は禁煙席）としている」、「２　建物内（店舗内）に喫煙専用室を設けている。」と答えた方にお伺いします。
以下のア、イ、ウを全て満たす店舗ですか。　（資料：３参照）

ア.　健康増進法改正時点(令和２年４月１日)で営業している店舗である
イ.　客席面積が１００㎡（約 30 坪）以下である
ウ.　資本金または出資金の総額が５千万円以下である

問７　問６で「１　全てはい」と回答した方にお伺いします。
建物（店舗）の全部または一部の席を喫煙可能とする場合、または建物内（店舗内）に喫煙専用室（飲食可）を設置する場合は、保健所に届け出る必要がありますが届け出ていますか。

１.　届け出ている
２.　届け出ていない

＜問９へ＞

問８　問４で「３　建物内（店舗内）全面禁煙である（敷地内禁煙も含む）」と回答した方にお伺いします。
禁煙とした理由またはきっかけは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

１.　改正健康増進法に基づき全面禁煙となったため
２.　お客様や売り上げが増加すると思ったため
３.　お客様から要望や苦情があったため
４.　建物（店舗）のスペースの構造上、喫煙専用室を設置することが困難なため
５.　喫煙専用室を設置するには空調設備などの導入に費用がかかるため
６.　受動喫煙による利用者及び従業員への健康への影響を防ぐため
７.　全面禁煙のお店としてアピールするため
８.　料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
９.　所属する企業チェーン本部の方針のため
10.　入居しているビルの方針のため
11.　特に理由は無い
12.　その他（具体的に；　　）

＜全ての方にお伺いします＞

問９　①　鹿児島県が取り組んでいる「たばこの煙のないお店」登録制度について知っていますか。（資料：４参照）

１.　知っている
２.　知らない

②　「たばこの煙のないお店」の登録について、意向をお聞かせください。

１.　今後登録したい
２.　登録に向けて検討したい
３.　登録する予定はない
４.　すでに登録済みである

問１０　受動喫煙防止を効果的に進めるために必要だと思う行政への要望についてお伺いします。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

１．　受動喫煙による健康への影響について、住民や飲食店、企業等にもっと啓発してほしい
２．　受動喫煙対策の経済的、技術的支援をしてほしい
３．　禁煙など受動喫煙防止対策について条例で一律規制してほしい
４．　飲食店の業種は多種多様であり、条例等で一律に規制はしないでほしい
５．　飲食店や企業等の受動喫煙防止対策だけでなく、路上喫煙やたばこのポイ捨てなど、街づくりの観点から総合的な対策を検討してほしい
６．　特になし
７．　その他（具体的に：　　）

ありがとうございました。